［条を削る。］

（AI・サイバーネットワーク研究部の所掌業務）

第三十四条　AI・サイバーネットワーク研究部は、次に掲げる事項についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務並びに防衛装備庁の所掌事務に関する数理研究に関する業務をつかさどる。

一　通信器材に関すること（次条第三号及び第三十六条第一号に掲げるものを除く。）。

二　電子計算機に関すること（次条第三号に掲げるものを除く。）。

三　電気器材に関すること（次条第三号に掲げるものを除く。）。

四　［略］

（宇宙・センサ研究部の所掌業務）

第三十五条　宇宙・センサ研究部は、次に掲げる事項についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務をつかさどる。

一　電波器材に関すること（次条第二号に掲げるものを除く。）。

二　光波器材に関すること（次条第三号に掲げるものを除く。）。

三　宇宙に関する領域に係る装備品等に関すること。

四　前三号に掲げるもののほか、所長の命ずる事項に関すること。

（電子対処研究部の所掌業務）

第三十六条　電子対処研究部は、次に掲げる事項についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務をつかさどる。

一　通信器材の電子対処に関すること（前条第三号に掲げるものを除く。）。

二　電波器材の電子対処に関すること（前条第三号に掲げるものを除く。）。

三　光波器材の電子対処に関すること（前条第三号に掲げるものを除く。）。

四　［略］

（支所）

第三十七条　新世代装備研究所に、支所を置く。

２～４　［略］

（先進技術研究部の所掌業務）

第三十五条　先進技術研究部は、次に掲げる事項についての考案、調査研究及び試験に関する業務をつかさどる。

一　装備品等の研究開発に応用される先進技術に関すること（領域横断機能研究部の所掌に属するものを除く。）。

二　前号に掲げるもののほか、所長の命ずる事項に関すること。

（情報通信研究部の所掌業務）

第三十六条　情報通信研究部は、次に掲げる事項についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務並びに防衛装備庁の所掌事務に関する数理研究に関する業務をつかさどる。

一　通信器材に関すること（領域横断機能研究部、先進技術研究部及び電子対処研究部の所掌に属するものを除く。）。

二　電子計算機に関すること（領域横断機能研究部及び先進技術研究部の所掌に属するものを除く。）。

三　電気器材に関すること（領域横断機能研究部及び先進技術研究部の所掌に属するものを除く。）。

四　［同上］

（センサ研究部の所掌業務）

第三十七条　センサ研究部は、次に掲げる事項についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務をつかさどる。

一　電波器材に関すること（領域横断機能研究部、先進技術研究部及び電子対処研究部の所掌に属するものを除く。）。

二　光波器材に関すること（領域横断機能研究部、先進技術研究部及び電子対処研究部の所掌に属するものを除く。）。

［号を加える。］

三　前二号に掲げるもののほか、所長の命ずる事項に関すること。

（電子対処研究部の所掌業務）

第三十八条　電子対処研究部は、次に掲げる事項についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務をつかさどる。

一　通信器材の電子対処に関すること（領域横断機能研究部及び先進技術研究部の所掌に属するものを除く。）。

二　電波器材の電子対処に関すること（領域横断機能研究部及び先進技術研究部の所掌に属するものを除く。）。

三　光波器材の電子対処に関すること（領域横断機能研究部及び先進技術研究部の所掌に属するものを除く。）。

四　［同上］

（支所）

第三十九条　次世代装備研究所に、支所を置く。

２～４　［同上］